

「モデル建物法入力支援ツールの解説（2014年6月3日版）」からの変更箇所一覧

平成26年6月に公開された「モデル建物法入力支援ツールの解説（2014年6月3日版）」からの主な変更点を示す。軽微な語句の修正はこの一覧には記載していない。

頁	修正箇所	修正前（誤）	修正後（正）
ii	○対象とならない室の例	・工場等における生産エリア <u>内</u> の通路スペース及び搬出入スペース	・工場等における生産エリア <u>に付随した</u> 通路スペース及び搬出入スペース
iii	○対象とならない設備の例	・予備機としての空気調和設備、機械換気設備	・ <u>非常時の</u> 予備機としての空気調和設備、機械換気設備
vi	表 1.1 昇降機	例 1：巻銅式、油圧式、リニアモーター式等の種々の駆動方式のエレベーター	例 1：巻 <u>胴</u> 式、油圧式、リニアモーター式等の種々の駆動方式のエレベーター
p.3	(2)複数の建物用途が混在する非住宅建築物	複数の建物用途（事務所等、ホテル等、病院等、物販店舗等、飲食店等、集会所等、工場等）が混在する非住宅建築物については、	複数の建物用途（事務所等、ホテル等、病院等、物販店舗等、 <u>学校等</u> 、飲食店等、集会所等、工場等）が混在する非住宅建築物については、
p.5	表 0.3.1 給湯設備	洗面所・手洗い	洗面・手洗い
p.5	表 0.3.1 太陽光発電設備		太陽光発電設備について、「工場等」まで欄を延長
p.13	STEP4: 計算対象面積の入力		・ <u>計算の対象とならない室の面積は算入しなくてよい。</u>
p.13	表 1.2.2	<u>工業等</u> 工場、畜舎、自動車車庫、自動車駐車場、倉庫、 <u>観覧車</u> 、卸売市場、火葬場その他（以下略）	<u>工場等</u> 工場、畜舎、自動車車庫、自動車駐車場、倉庫、 <u>観覧場</u> 、卸売市場、火葬場その他（以下略）
p.18	STEP1-2： 「PAL2：各階の階高の合計」の入力	・ <u>仕上げを含まず、最上階屋根スラブ上面(塔屋階を除く)から最下階(地階を除く)の床スラブ上面までの高さ</u> を「PAL2:各階の階高の合計」に	・階高の合計は、地階及び塔屋階を除く最下階から最上階の各階高の合計とし、階高は床スラブ上面から上階床スラブ上面の高さとする。

		<p><u>入力する。単位は m とする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>最上階の階高は、屋根断熱の場合は最上階床スラブ上面から屋根スラブ上面までとし、天井断熱の場合は最上階床スラブ上面から天井断熱の下端までとする。</u> ・ <u>勾配屋根における屋根断熱の場合の最上階の階高は、最上階床スラブから屋根スラブ上面までの高さのうち、最も低い部分及び最も高い部分の平均の高さとする。</u> ・ <u>最上階において断熱材と天井仕上げ等が接している場合は、天井面下端で階高を計算してもよい。</u>
p.19	<p>STEP1-3 : 「PAL3 : 建物の外周長さ」の 入力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>図 2.3.3 に示すように床面積が最大の階の外周長さを「PAL3:建物の外周長さ」に入力する。単位は m とする。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>建物の外周長さは、図 2.3.3 に示すように床面積が最大の階における階全体の外周長さの合計とし、原則壁芯間の寸法によるものとする。単位は m とする。</u> ・ <u>所管行政庁によっては壁芯の考え方について中心線によらない場合があるため、その際は当該所管行政庁における建築基準法の床面積算定の考え方に従う。</u> ・ <u>外壁面からの突出が 500mm 未満、かつ、下端の床面からの高さが 300mm 以上である腰出窓部分については、突出がないものとみなして外周長さを算出することができる。</u>
p.19	<p>STEP1-4 : 「PAL4 : 非空調コア部の外周長さ」の 入力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>非空調コア部が同一建物に複数箇所ある場合は、非空調コア部の外周長さを足し合わせた値を入力する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>非空調コア部が同一建物の平面図上で複数箇所ある場合は、非空調コア部の外周長さを足し合わせた値を入力する。</u> ・ <u>上階部分が段階的に後退（セットバック）していく建築物の場合は、上階部分がない空間は最上階であるとみなし、地上階から平面図上で同一位置にある非空調の部分は非空調コア部とみなす。</u>

			<ul style="list-style-type: none"> ・ピロティがある場合は、<u>ピロティ上部の階を地上階とみなす。</u> ・平屋建てにおいても同様の扱いとし、<u>非空調エリアを非空調コア部とみなす。</u>
p.20	表 2.3.1		備考欄を追加
p.21	STEP2-2 : 「PAL10:屋根面積」の入力		<ul style="list-style-type: none"> ・屋根面積は、<u>熱的境界部分の面積とする。勾配屋根で屋根断熱の場合は勾配なりの実面積とし、勾配屋根に対して水平な天井断熱とする場合は、当該天井面の水平投影面積を屋根面積とする。</u>
p.26	STEP1-1:外壁の仕様の記入	<ul style="list-style-type: none"> ・ALC パネルによる外壁や表 2.4.3 に記載のない断熱材を使用する場合は、当該外壁の構成 に基づき熱貫流率を算出して「⑦熱貫流率」に直接記入しても良い。但し、算出の根拠資料を示す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ALC パネルによる外壁や<u>複数の断熱材が設置される場合、表 2.4.3 に記載のない断熱材を使用する場合は、当該外壁の構成 に基づき熱貫流率を算出して「⑦熱貫流率」に直接記入しても良い。但し、算出の根拠資料を示す必要がある。</u>
p.45	STEP1-1:熱源機器の仕様の記入		<ul style="list-style-type: none"> ・「⑤一台あたりの定格燃料消費量」が一次エネルギー換算値を入力する。例えば、灯油 0.5L/h の場合、<u>一次エネルギー換算係数を 3700kJ/L として、$0.5 \text{ L/h} \times 37000 \text{ kJ/L} \div 3600 = 5.14\text{kW}$ とする。重油 0.5L/h の場合は、$0.5 \text{ L/h} \times 41000 \text{ kJ/L} \div 3600 = 5.69\text{kW}$ とする。</u>
p.75	1. 仕様を入力する給湯設備の範囲		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>なお、共同の浴室も計算の対象とする。</u>
p.83	STEP1-2:熱源機器の仕様の入力		<ul style="list-style-type: none"> ・ガス給湯器の場合、「⑤定格加熱能力」に号数に <u>$1.74(= 11 / \text{min} \times 25^{\circ}\text{C} \times 4.186\text{J/g} \cdot \text{k} \div 60)$を掛けた値を記入しても良い。</u>
p.115	表 9.3.7		集会所等・ゴミ置場等 を削除

以 上